

鹿嶋市介護保険住宅改修の手引き

(令和6年10月改定版)

鹿嶋市健康福祉部介護長寿課

目 次

第1章	介護保険住宅改修の概要	
1	支給要件	1
2	住宅改修費の支給額	2
3	支給方法	5
第2章	支給対象となる住宅改修	
1	手すりの取り付け	6
2	段差の解消	8
3	滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更	10
4	引き戸等への扉の取り替え	12
5	洋式便器等への便器の取り替え	13
6	付帯工事について	14
第3章	支給申請手続き	
1	申請の流れ	15
2	見積書について	19

第1章 介護保険住宅改修の概要

介護保険住宅改修費支給制度は、要介護（要支援）状態になった人が、その有する能力に応じて、自立した生活ができる限り居宅で営むことができるよう、住環境を整えるために支給される介護給付です。

そのためには、利用者の身体状況、日常生活の様子、住宅の状況などを総合的に勘案したうえで、住宅改修を行う必要があります。



1. 支給要件

支給申請をするには、以下の全ての要件に当てはまる必要があります。

- (1) 要介護（要支援）認定を受けている被保険者（以下申請者）が申請すること。
- (2) 申請者が、現に居住する住宅（＝被保険者証に記載された住所地）について住宅改修が行われること。
- (3) 改修する住宅の所有者が申請者本人でない場合、工事について家の所有者（賃借人）の承諾を証明できること。
- (4) 原則として、高齢者に適した構造となっている軽費老人ホーム、養護老人ホーム、有料老人ホーム等やグループホームでの改修ではないこと。
- (5) 支給対象の工事（第2章 支給対象となる住宅改修 参照）であり、申請者の身体の状況に合わせた適切な工事内容であること。
- (6) 住宅の新築に合わせて実施する工事ではないこと。

Q & A

Q 要介護（要支援）認定の新規申請中で、まだ要介護度が出ていない時からの申請は可能か。

A 要介護度が出ていない場合は、支給申請（工事前）まで可能です。なお、支給申請（工事後）は、要介護度が出た後となります。また、認定審査の結果が「非該当」になった場合は住宅改修費の支給は受けられません。このことを申請者が了承し、かつ償還払いの場合にのみ申請受付が可能です。

Q 入院中（入所中）に申請は可能か。

A 入院中または施設に入所中の申請者が、退院・退所が確実であり、在宅生活に備えて住宅改修が必要な場合は申請できます。ただし、償還払いのみの申請となります。この場合、支給申請（工事後）は退院・退所後に提出していただきます。

Q 申請者が短期入所生活介護（ショートステイ）を利用しており、自宅にいない日もあるが、申請は可能か。

A 支給要件に当てはまっていれば、原則申請は可能です。ただし、施設入所に向けて毎日短期入所生活介護を利用している（自宅で生活する日が無い）等特殊な状況の場合は、申請が認められない場合がありますので、事前に窓口へご相談願います。

2. 住宅改修費の支給額

住宅改修費は、住宅改修費支給対象の工事費用と、支給限度基準額（20万円）を比較し、少ない方の金額に、申請者の介護保険自己負担割合（1割、2割または3割）分を差し引いた金額が支給となります。

ただし、介護保険料に未納があり、給付制限措置を受けている場合、前述の内容より支給額が少なくなることがあります。

なお、自己負担割合は、住宅改修工事の着工日が基準となります。

(1) 支給額の例

自己負担割合1割の方が、住宅改修費支給対象の工事のみを15万円で実施した場合
→135,000円が支給され、自己負担は15,000円で済む。



自己負担割合2割の方が、住宅改修費支給対象外の工事を5万円、支給対象の工事を10万円、合計15万円で実施した場合

→80,000円が支給され、自己負担は70,000円で済む。

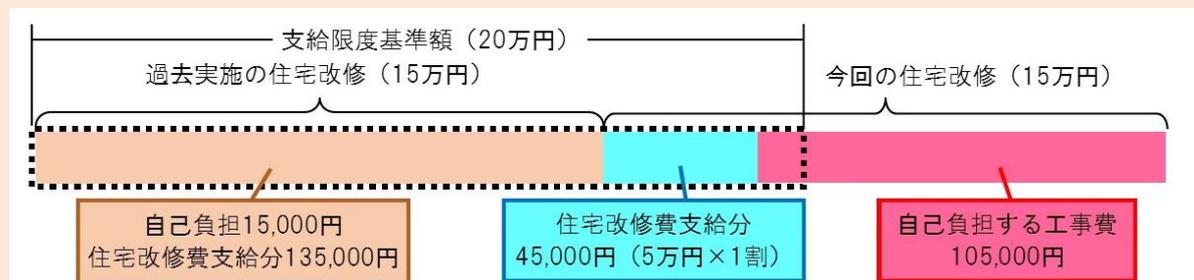


(2) 複数回工事を実施した場合の支給額

過去に住宅改修を実施し、住宅改修費の支給を受けた後で住宅改修を実施する場合、支給限度基準額（20万円）から過去の支給対象工事費用を減じた残額内で、再度住宅改修の申請を行うことができます。

自己負担割合1割の方が、過去に住宅改修費支給対象の工事を15万円で実施し、今回は支給対象工事を10万円で実施する場合

→今回は45,000円が支給され、自己負担は105,000円で済む



(3) 上限に達した支給額のリセットについて

前述のように、住宅改修の支給限度基準額は 20 万円であり、それを超えて住宅改修を行った場合、それ以降再度住宅改修を行っても、住宅改修の申請はできません。

しかし、以下の(ア)、(イ)のいずれかに当てはまる場合、上限に達した支給額がリセットされ、再度住宅改修の申請をすることができます。

(ア) 3段階リセット

初めて住宅改修費が支給された住宅改修の着工日の要介護等状態区分を基準として、3段階以上要介護等状態が上がった場合は、1回に限り、改めて支給限度基準額(20万円)までの住宅改修費の支給を受けることができます。

初めて住宅改修に着工した 時点の要介護等状態区分	⇒	3段階以上上がった 要介護等状態区分	要介護度と要介護等状態区分	
			要支援1	第1段階
要支援1 (第1段階)	⇒	要介護3 (第4段階) 要介護4 (第5段階) 要介護5 (第6段階)	要支援2	第2段階
要支援2 (第2段階)	⇒	要介護4 (第5段階) 要介護5 (第6段階)	要介護2	第3段階
要介護1 (第2段階)	⇒	要介護4 (第5段階) 要介護5 (第6段階)	要介護3	第4段階
要介護2 (第3段階)	⇒	要介護5 (第6段階)	要介護4	第5段階
			要介護5	第6段階

※3段階リセットが適用された場合は、以前の住宅改修で支給可能残額があっても、リセット後の支給限度額は20万円のみとなります。

3段階リセットの適用例

(例1)

要介護1	⇒	要介護3	⇒	要介護4
20万円利用		利用不可		20万円利用可能 (3段階リセット適用)

(例2)

要支援2	⇒	要介護4
10万円利用		20万円利用可能

(3段階リセット適用、要支援2時の残額10万円は引き継がれない)

(イ) 転居リセット

転居した場合(被保険者証記載の住所地が変更となった場合)は、改めて支給限度基準額(20万円)までの住宅改修費の支給を受けることができます。

なお、転居前の住宅に戻って(被保険者証の住所が再度戻った場合)再び住宅改修を行った場合は、転居前住宅の支給限度基準額の残額が算定対象になります。

(例)

A住宅		B住宅に転居		A住宅に戻る
要介護1	⇒	要介護2	⇒	要介護2
15万円利用		20万円利用		5万円まで利用可能

Q & A

Q 住宅改修の申請をしている間に、申請者が亡くなってしまった時はどうなるか。

A 死亡日が着工日より前の場合、住宅改修費は支給できません。死亡日が着工日より後の場合は、着工日から死亡日の間で完成した部分のみ、支給申請（工事後）により住宅改修費が支給されます。また、工事中止によるキャンセル料等が発生しても、住宅改修費の支給対象とはなりません。

Q 要介護認定を夫婦で受けていて、住宅改修を実施する場合、夫の支給額で工事費用が賸えない分を妻の申請で賸うことは可能か。

A 住宅改修は、「申請者の身体の状況に合わせた適切な工事内容である」ことが支給要件であるため、支給額で足りない工事費をもう一人の支給額で賸うような申請はできません。

例：夫は手のしびれがあり、室内の握り玉式ドアノブをうまく回せないため、レバー式のドアノブに交換する場合、夫が申請者となって住宅改修の申請をすることは可能ですが、妻が握り玉式ドアノブで支障が無い場合、妻には必要のない住宅改修とみなされるため、妻が住宅改修を申請することはできません。

ただし、夫婦で同じような身体状態で住宅改修を申請する場合、以下のように工事を按分して申請することは可能です。

例：夫婦で歩行に不安があり、自宅内の移動に関して必要な箇所に手すりを付ける場合。

夫の住宅改修申請：風呂、トイレ

妻の住宅改修申請：玄関、廊下



3. 支給方法

住宅改修費の支給方法は、「償還払い」と「受領委任払い」の2種類となっています。

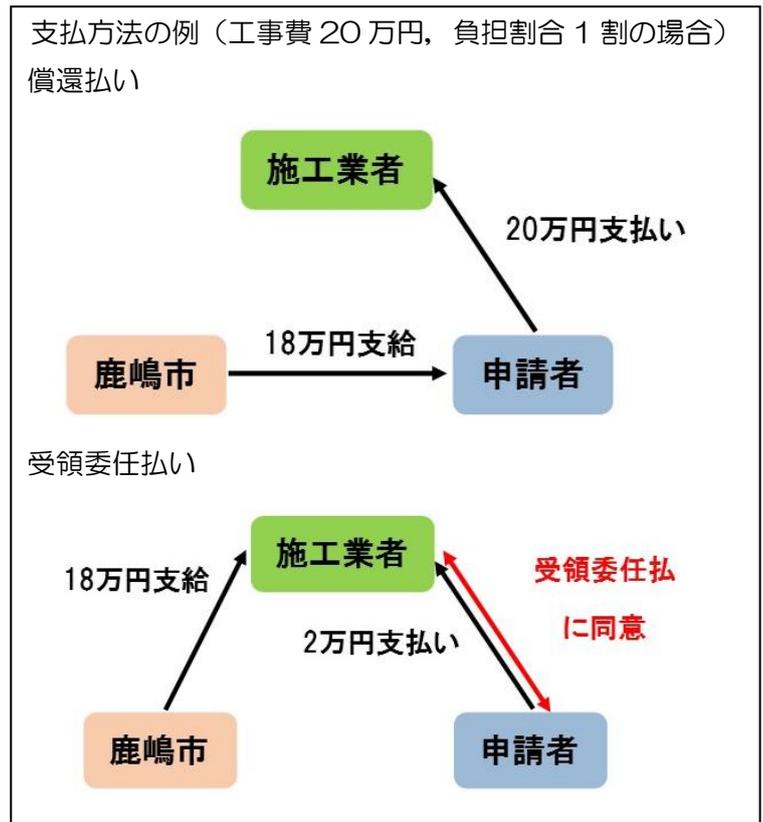
(1) 償還払い

申請者が住宅改修に要した費用を施工業者へ全額支払ったのち、住宅改修費を鹿嶋市から申請者に支給する方法です。

(2) 受領委任払い

申請者は工事全体の金額から住宅改修費の支給見込額を除いた金額を施工業者に支払い、後日、鹿嶋市から施工業者に住宅改修費を支給する方法です。

申請者と施工業者の間で受領委任払いに関して同意がされていることが必要です。



(3) 受領委任払いを選択できない場合

(ア) 介護保険料の滞納がある場合

(イ) 事前申請の時点で、要介護認定の結果が判明していない場合

(ウ) 入院・入所中の申請者が退院・退所に際して住宅改修をする場合

(エ) 申請者と施工業者とが、受領委任払いについて同意していない場合（同意書が取り交わされていない場合）

(オ) その他、保険者（鹿嶋市）が適当と認めない場合

第2章 支給対象となる住宅改修

厚生労働省は、住宅改修費の支給対象となる住宅改修について、『被保険者の資産形成につながらないよう、また住宅改修について制約を受ける賃貸住宅等に居住する高齢者等の均衡等も考慮して、手すりの取付け、床段差の解消等、比較的小規模なもの』を対象としており、鹿嶋市では、本章で示す5種類の工事及び各工事で必要となる付帯工事を支給対象としています。

なお、住宅改修の支給要件については、日常生活動作の補助に資する内容であることや、申請者の身体状況に合わせた適切な工事内容であることも、重要な条件となります。従って、工事自体は支給対象であっても、日常生活外の動作に対する内容や、本人の身体状況から必要と判断できない場合には、申請が認められない場合があります。

また原則として、1つの日常動作に対し1か所の住宅改修費の支給となります。例として、トイレに手すりを設置するにあたり、トイレが住宅内に2か所ある場合は、1か所のみ到手すりの取り付けが可能です。なお、1か所は自費で、もう1か所を住宅改修にて手すりを設置することについて、制限はありません。

支給対象となるかどうか判断に迷う場合は、事前に介護長寿課介護保険係へご相談ください。

1. 手すりの取り付け

手すりの取り付けは、廊下、トイレ、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に、転倒予防若しくは移動又は移乗動作に資することを目的として設置されるものを指します。また、工事によって固定されるものでなければなりません。

支給対象となるもの
<ul style="list-style-type: none">●家屋内（居間、トイレ、浴室、玄関等）の手すり設置●敷地内（玄関ポーチ、門扉までの通路等）の手すり設置●手すりの付け替え、移設、増設（身体状況の変化等による場合のみ）●はね上げ式の手すりの設置●固定された家具（据置のキッチンカウンター等）への手すりの設置
支給対象となる付帯工事
<ul style="list-style-type: none">●手すり設置のために必要な壁への下地補強●敷地内に手すりを設置するために必要な整地、基礎工事、障害物や残土の撤去、処分
支給対象外となるもの
<ul style="list-style-type: none">●突っ張り式や床置き型のもので、工事が発生しない（固定しない）手すり●集合住宅における共用部分の手すり設置●敷地外の手すり設置●固定されていない家具（転倒防止装置付きの物も含む）への手すりの設置●老朽化を理由とした手すりの付け替え等●手すりの設置に合わせたクロスの貼り替え●装飾や機能（シャワーホルダー付、トイレトペーパーホルダ付等）が付加された手すり

Q & A

Q トイレにおいて、既に片壁に手すりがついているが、住宅改修にて反対側にも取り付けことは可能か。

A 両壁に手すりが必要な明確な理由があれば認められます（例：下肢筋力低下に加え、近頃両腕の筋力も低下し、片手での姿勢保持が難しい等）。

Q 庭と庭に出る通路へ手すりを設置することは可能か。

A 庭等の日常生活動作を行わない場所への手すりの設置が、趣味や仕事を理由とするもの場合は認められません。ただし、申請者の日常生活動作の補助に資する明確な理由がある場合は、認められます（例：道路へ出るためには、玄関から出るよりも、ベランダから庭を経由した方が最短で安全なため等）。その場合、「1つの日常動作に対し1か所の住宅改修費の支給」の原則により、住宅改修により玄関へ手すりを設置することはできなくなります。

Q 寝室が2階にあるので、階段や2階の廊下に手すりを設置することは可能か。

A 申請者の身体状況が、手すりの設置によって、安全に階段昇降ができる状態であると認められれば可能です。申請者が常に歩行器を使って歩いている等、身体状況が安全に階段を昇降できる状態といえない場合は、申請が認められないことがあります。

Q 浴室改修のためユニットバス化したいが、ユニットバス内に手すりを取り付ける場合、支給対象となるか。

A 手すり部分の材料費、施工費等が按分可能であれば、支給対象となります。

Q 手すりの設置にあたり補強板が必要だが、見栄えが悪いため壁内処理としたいが、支給対象となるか。

A 補強板を壁内処理とすることは、手すりの設置にあたり必要な処理とはいえないため、支給対象とはなりません。この場合は、手すり材料費及び設置費のみが支給対象となります。

Q 申請者が認知症で、居室が無いにもかかわらず2階へ上がってしまうため、階段に手すりを設置したい。

A 2階で日常生活を営むことが無い（若しくは望ましくない）ため、日常生活動作の補助に資するといえず、支給対象外となります。この場合、2階に限らず、1階の本人に関係のない居室（家族の寝室等）や廊下についても、支給対象外となります。

Q 申請者は日常生活では歩行器を使用しているが、認知症の影響で歩行器を忘れて壁伝いにトイレへ向かうことがあるため、廊下やトイレに手すりを付けたい。

A 申請者が歩行器を使用している場合は、廊下への手すりの設置は、歩行器と利用目的が重複しているため認められない場合があります。ただし、トイレ等への手すりの設置については歩行器が使用できず、安全に歩行することが困難である明確な理由（例：トイレ等で歩行器を使用できるほどの幅がない等）があれば認められる場合があります。

2. 段差の解消

居室、廊下、トイレ、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差又は傾斜を解消することで、転倒予防若しくは移動に資することを目的として設置されるものを指します。また、既製品のスロープや踏み台を設置する場合は、工事によって固定されるものでなければなりません。

支給対象となるもの
<ul style="list-style-type: none">●各居室の敷居を低くする、又は廊下の高さを上げるなどの段差解消●スロープや踏み台を固定設置またはコンクリートスロープ化●浴室やトイレの床のかさ上げ・下げ工事●浴槽をまたぎやすい低いものに取り替える●階段の段数を増やすなどして、勾配を緩やかにする工事
支給対象となる付帯工事
<ul style="list-style-type: none">●段差解消により生じる壁面処理、クロス貼り等●既製品スロープ等の設置に伴い発生する障害物の撤去及びおよび処分●コンクリートスロープ化に伴う整地、基礎工事、障害物や残土の撤去、処分●浴室、トイレのかさ上げ・下げ工事、浴槽交換に伴い必要な既存床の処理、タイル等の撤去および処分、給排水配管工事等
支給対象外となるもの
<ul style="list-style-type: none">●固定しないスロープや踏み台●昇降機やリフト、段差解消機等の設置●コンクリートスロープを門扉方向と駐車場方向の2方向へ設置（片方のみ可）

Q & A

Q 玄関前階段をコンクリートスロープ化したいが、申請者が車いすなので、スロープにある程度の幅が欲しい。

A 段差解消のためのコンクリートスロープの幅は 1000mmまでとしています。それを超えて住宅改修費を申請する場合は、幅を要する明確な理由が必要となります。ただし、幅 1000mm を超える部分を自費で工事する場合は特に問題はありません。なお、JIS 規格において車いすの幅は電動：700mm以下、手動：630mm 以下と定められています。

Q 段差解消のため床をかさ上げする際、既存のコンセントが邪魔になってしまうので移設したいが、付帯工事として含まれるか。

A 既存の壁内配線を活かせる箇所に移設する（上方へ移設する等）の場合は、付帯工事として認められますが、それ以外の場所へ移設する場合は、コンセントの撤去作業のみ認められ、設置に係る工事は付帯工事としては認められません。

Q & A

Q 浴槽をまたぎが低いものに取り替えたい。またぎ部分が特に低くなっている浴槽ではなく、一般的な形状の浴槽でも、既存の浴槽から比べると段差解消につながるが、支給対象となるか。

A 浴槽の形状について特に指定は無いため、支給対象となります。ただし、以下の条件を満たす必要があります。

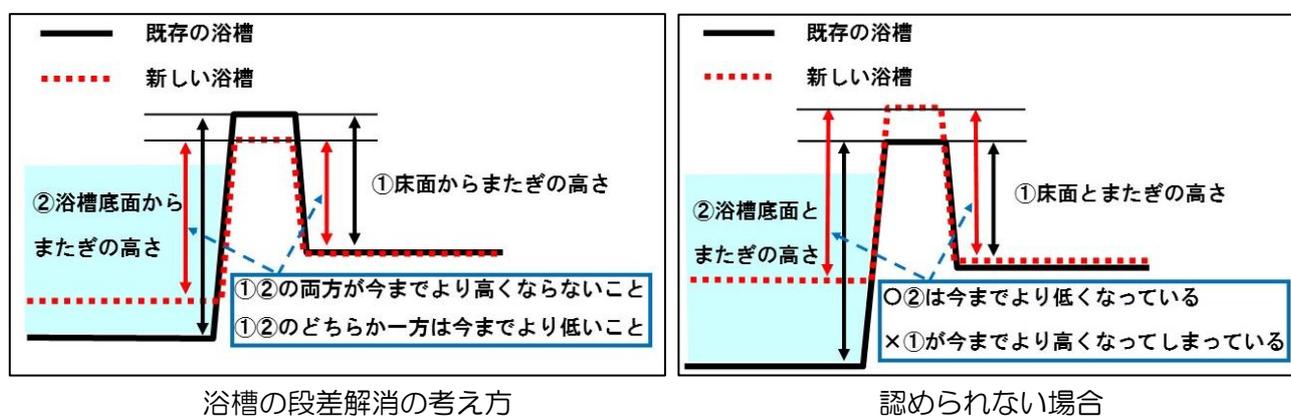
浴室床面からまたぎの高さ…①

浴槽の底面からまたぎの高さ…②

としたとき

- ①②の両方が、既存の浴槽よりも高くないこと。
- ①②のどちらか一方は、既存の浴槽よりも低いこと。

ただし、浴槽の取替えによる段差解消の程度がわずかであると見込まれる場合、特定福祉用具の浴槽内すのこ（浴槽台）により対応しない（できない）理由を確認する場合があります。



Q 浴室の段差解消や、浴槽のまたぎ高さを低くするため、まとめてユニットバス化したいが、住宅改修として認められるか。

A 浴室床面分（脱衣所との床面合わせのため）の費用及び浴槽費用を抜粋して積算が可能であれば、その部分のみ住宅改修費として申請することは可能です。

3. 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

床や屋外通路等において、滑りにくい材質のものへの変更等、移動を円滑化する目的で行うもの全般を指します。

支給対象となるもの
●畳を、フローリングやクッションフロア等へ変更 ●浴室の床材を滑りにくいタイルに変更 ●屋外通路の舗装材の加工、変更それに伴う障害物の除去等 ●階段や段差への滑り止めゴム等の設置
支給対象となる付帯工事
●床材変更に伴う既存床の撤去および処分、下地処理、壁面処理 ●屋外通路の舗装に伴う整地、基礎工事、障害物や残土の撤去、処分
支給対象外となるもの
●老朽化による床材の張替え ●滑り止めマット等を置く

Q & A

Q 現在玄関から門扉までの通路が土であり、凹凸が激しいため転圧工事をしたいが、支給対象となるか。

A 支給対象となります。ただし、歩行器や車いすを使用している場合、転圧してもすぐに凹凸が発生すると考えられ、移動の円滑化に資するとは言い難いため、認められない場合があります。また、一定期間経過後改めて転圧を理由に住宅改修を申請しても、この場合は経年劣化による工事と判断されるため、支給対象とはなりません。

Q フローリングに滑りにくくなるワックスを塗ることは、支給対象となるか。

A フローリングが滑りやすい事象は経年劣化によるものと考えられ、支給対象ではありません。

Q フローリングが滑りやすいので、クッションフロアに変えたいが、支給対象となるか。

A フローリングは比較的滑りにくい床材としてみなしているため、支給対象とはなりません。

Q 床材を、滑りにくい、クッション性のある高機能畳に変えることは、支給対象となるか。

A 現状が一般的な畳敷きの場合は支給対象となります。フローリング、クッションフロア等の場合は、高機能畳が必要である明確な理由があれば支給対象として認められます。

Q 玄関から門扉までコンクリート舗装をしたいが、申請者が車いすなので、通路にある程度の幅が欲しい。

A 移動円滑化のための舗装路の幅は1000mmまでとしています。それを超えて住宅改修費を申請する場合は、幅を要する明確な理由が必要となります。ただし、幅1000mmを超える部分を自費で工事する場合は特に問題はありません。なお、JIS規格において車いすの幅は電動：700mm以下、手動：630mm以下と定められています。

Q & A

Q 玄関から門扉までコンクリート舗装をしたいが、庭木や庭石が多くあり、通路を迂回させる必要があるが、問題はないか。

A 庭木や庭石を撤去するよりも、通路の迂回で済ます方が安価な場合は、特に問題はありません。一方で、プランターやガーデニング用品等の、移動が可能なものを避けるような通路の配置の場合は、認められない場合があります。

4. 引き戸等への扉の取り替え

建具の工事を行うことで、部屋移動の際の負担を低減させる目的で行われるものを指します。

支給対象となるもの
●開き戸から、引き戸、折り戸、アコーディオンドア等への取り替え ●扉の吊り元の変更 ●操作しやすいドアノブの変更、戸車の新設、吊り元の変更 ●間口を拡げることを目的とした工事（原則、室内で車いすを使用している方のみ）
支給対象となる付帯工事
●扉変更に伴う壁面や床面処理 ●間口拡張に伴う壁の撤去及び処分
支給対象外となるもの
●扉や間口の新設 ●建てつけの悪さや、変型等の老朽化により開きにくい扉の補修 ●自動ドア化した場合のドアの動力部分に係るもの

Q & A

Q 既存の引き戸が重く開閉が容易でないので、扉を取り替えたいが、支給対象となるか。

A 扉の構造上の理由（ガラス部が大きい、戸車等が無い等）により重い場合は、支給対象となります。

Q 居室部にガラス戸があるが、申請者はふらつき気味で、万が一転倒してドアにぶつかるとガラスが割れて怪我の恐れがあるため、扉をガラスの無いものに交換したい。

A 扉の取り替えは、あくまで移動の際の負担軽減（容易に通れるようにする）が目的なため、怪我の防止を目的としたものは支給対象とはなりません。

Q 開き戸から引き戸等へ変更するにあたり、扉の選択基準はあるか。

A 申請者の身体状況と住居の構造により選択するため、特に基準はありません。ただし、不必要に高価な扉を選択している場合は、支給対象として認められない場合があります。

Q 申請者は歩行器を使用して室内を移動しており、間口が狭くて移動しづらい箇所の間口拡張を行いたいが、支給対象となるか。

A 間口の拡張については、原則として車いすを室内で使用している方が対象なため、支給対象とはなりません。ただし、歩行器の幅よりも間口が狭いことに加え、申請者の身体状況により、より安価な施工方法（手すりの取り付け等）では移動が安全ではない等、特に間口拡張が必要な理由があれば、認められる場合があります。

Q 申請者は腕の動きが悪く、かつ認知症で夜に徘徊することがあるため、寝室のドアノブをレバー式にしつつ、室外からかけられる鍵も取り付けたいが、これも支給対象となるか。

A 寝室ドアにおける外鍵は、付加機能であり、申請者の移動の負担軽減に資するものではないため、支給対象外となります。なお、トイレ、浴室、玄関等内鍵を付けることが一般的な箇所については、鍵付きドアノブ等への交換は支給対象となります。

5. 洋式便器等への便器の取り替え

和式等の便器から洋式便器への取り替え等により、排せつ行為にかかる負担の軽減および円滑化に資することを目的に行うものを指します。

支給対象となるもの
<ul style="list-style-type: none"> ●和式便器から洋式便器への取り替え ●身体状況に適應するよう、既存の洋式便器を便座の高さが高い洋式便器へ取り替える工事 ●既存の洋式便器の位置や向きを変える
支給対象となる付帯工事
<ul style="list-style-type: none"> ●便器交換の際の既存便器の撤去および処分 ●便器工事に伴う給排水管の調整工事（既存便器が水洗式の場合のみ） ●床面や壁面の処理等
支給対象外となるもの
<ul style="list-style-type: none"> ●ウォシュレット機能や暖房便座等の機能付き便座の取り付け ●電源確保のための電気工事

Q & A

- Q 和式便器から、ウォシュレットや暖房便座機能が付いた洋式便器（いわゆる一体型）に取替えたいが、支給対象となるか。
- A 支給対象になります。一体型便器の場合は、機能が付くことに問題はありません。便器と便座を組み合わせる分離型の場合、機能付き便座は支給対象として認められません。
- Q 現在汲み取り式の和式便器を使用しているが、水洗式の洋式便器に取替えたいが、支給対象となるか。
- A 汲み取り式から水洗式への変更は支給対象外のため、工事のうち上下水道配管工事は支給対象外となります。便器代、設置費用、トイレ内の配管工事は支給対象となります。
- Q 現在和式便器のトイレが家の端にあり、不便なため、申請者の居室に近い場所に移設し、洋式化したいが、支給対象となるか。
- A 支給対象となります。ただし、移設工事の場合、トイレを新たに設けるための工事全般（壁、床、建具、電気、給排水管を含めた上下水道配管工事等）は支給対象外となります。
- Q ポータブルトイレを使用しているが、既存の和式便器を洋式化したいが、支給対象となるか。
- A ポータブルトイレと既存のトイレで用途が異なる場合は支給対象となります（昼は居間近くの既存トイレ使用、夜は寝室内のポータブルトイレ使用等）。申請者がポータブルトイレのみ使用している場合は、支給対象とはなりません。
- Q 現在洋式便器があるが、座高が低く立ち上がりに支障があるため、より座高の高い洋式便器に交換したいが、支給対象となるか。
- A 洋式便器の座高が低い場合、特定福祉用具の腰掛便座（補高便座）を用いることで座高の低さを補うことができます。従って、特別な事情（便器に適合する腰掛便座が無い、腰掛便座を使っても高さが足りない等）により、便器の取替えが適切であると認められる場合のみ支給対象となります。

6. 付帯工事について

付帯工事は、住宅改修の工事に際して必要となる工事全般を指します。特殊な工事を行う場合、必要となる工事の中で、付帯工事として認められるものと、認められないものの両方が発生する場合があります。判断が難しい場合は、事前に介護長寿課介護保険係までご相談願います。

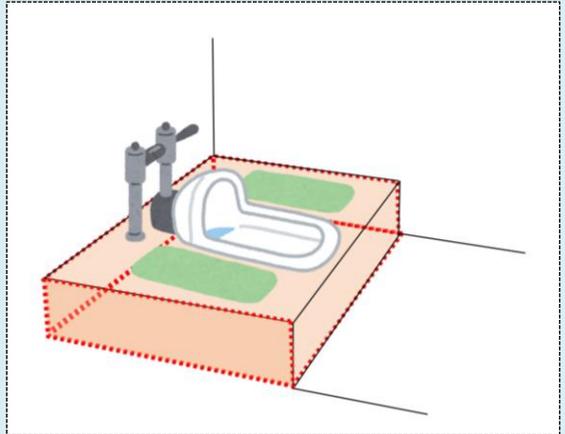
Q & A

Q 段差解消工事等の際の、壁や床面の処理は、具体的にどこまで支給対象として認められるのか。

A 基本的には、本工事の直接的影響がある場所のみとなります。

例として、右図のようにトイレの洋式化及び段差解消（既存部分をかさ下げ）を行う場合、床と壁の付帯工事として認められるのは図の赤い部分のみとなります。

ただし、住居の構造上の問題（土壁のため一部分の改修ができない等）や施工上の問題（部材の規格等）で、図の赤い部分を超えて壁や床を貼り替える必要がある場合等は、付帯工事として認められる場合があります。なお、床材については、滑りやすいタイル等から滑りにくいビニルフロア等に改修する場合は、トイレの床全面が支給対象となります。



Q 付帯工事の費用として、養生費や運搬費は支給対象として認められるか。

A 住宅改修は、小規模な工事等を対象としているため、養生費や運搬費等の経費を計上することはできません。

ただし、大型の部材や工事機械等で運搬の負担が大きい場合等は、個別に判断させていただきますので、事前に介護長寿課介護保険係までご相談ください。

第3章 支給申請手続き

住宅改修費の支給を受けるには、所定の流れに則った手続きを行っていただく必要があります。書類は、申請者自身で記入する書類のほか、専門の資格等を持った者が作成する書類や、施工業者の見積書等が必要となります。従って、申請を希望する場合は、工事を実施する前に、居宅介護支援専門員（ケアマネジャー）等へ相談し、必要な書類や手続きの流れについて確認をしておきましょう。

また、工事を行う前に、所定の書類を市へ提出し、工事内容の承認を受けなければなりません（事前申請）。事前申請無く工事を行ってしまった場合は、いかなる理由であっても住宅改修費の支給は受けられないのでご注意ください。

1. 申請の流れ

住宅改修の申請は、下記の流れで行います。

- 1 相談
- 2 事前申請
- 3 工事・支払い
- 4 事後申請
- 5 住宅改修費支給

事前申請を行わずに工事を実施してしまうと、いかなる理由であっても住宅改修費の支給は受けられないのでご注意ください。

（1）相談

住宅改修前に居宅介護支援専門員（ケアマネジャー）や、住宅改修の施工業者（福祉住環境コーディネーター2級以上取得等条件有）などへ、住宅改修の相談をし、身体の状態に合わせた適切な工事を計画します。

なお、工事内容が決まると業者より見積書が提示されますが、できる限り2社以上へ見積もりを依頼し、適正な工事費で住宅改修を進めるようお願いします。

工事の内容が支給対象になるかあいまいな場合は、事前申請をする前に、市へ問い合わせすることをお勧めします。



（2）事前申請

工事着工前に申請をします。申請書類一式をお預かりし、住宅改修が適正なものかどうか、以下の観点から判断します。

- 住宅改修の支給要件に当てはまっているか。
- 工事の内容が支給対象の工事となっているか。
- 申請者の心身の状況に沿った適切な工事内容か。
- 工事見積内に不要または誤った内容が含まれていないか。また、施工価格が一般的な価格とかい離していないか。
- 必要な書類が揃っているか、記載事項に誤りや不足等が無いのか。

判断のために、口頭で詳細な内容を確認する場合があります。なお、受付した書類は通常2～3日以内に確認し、申請内容に問題ない場合は、ご連絡のうえ書類は介護長寿課でお預かりとなります。また、受領委任払いの場合は、申請書の預かり時に住宅改修費支給額を施行業者へ示すための「保険給付額確認証」を発行します。

申請に必要な書類は以下のとおりです。

①介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書

- 申請者は被保険者または成年後見人です。
- 着工日と完成日、申請日はこの時点では記入しません。（事後申請で記入）
- 申請者と住宅所有者が異なる場合は、別に「承諾書」を添付してください。
- 口座振替依頼欄について、償還払いの場合は、被保険者の口座情報を記入します。受領委任払いの場合は、施工業者の口座情報を記入します。

②介護保険住宅改修理由書

- 本書を作成できるのは、以下の資格を有し、居宅介護支援事業所や建設事業者などに所属して、業として業務を行う者に限られます。
 - （ア）介護支援専門員（ケアマネジャー）
 - （イ）指定介護予防支援事業所の担当職員（保健師、社会福祉士、経験ある看護師等）
 - （ウ）理学療法士
 - （エ）作業療法士
 - （オ）福祉住環境コーディネーター2級以上
- 要介護（要支援）者の心身の状況、日常生活上の動線、住宅の状況、福祉用具の利用状況等を確認し、住宅改修が必要な理由や背景が分かるよう具体的に記述します。

③見積書（工事内訳書）

- 本書は施工業者が作成します。記載についての詳細は P19「2. 見積書の作成について」を参照願います。

④現況（改修前）写真

- 写真には必ず撮影日を入れてください。
- 状況に応じて、遠景（全体写真）および近景に分けて撮影するとともに、1枚で表示できない場合には分割して全体表示するなど、改修箇所を特定してください。
- 写真が不鮮明な場合や改修箇所全体が写っていない場合や、ポスター・マットなどで改修箇所が隠れている場合などは、撮り直しをお願いすることがあります。
- 段差などは、段差が分かるように撮影してください。
- 浴槽交換や段差の縮小等、写真のみで段差解消の結果が判別しづらい工事の場合は、メジャー等による測定の様子を、目盛りや数値が見えるように撮影してください。

⑤平面図

- 改修家屋の平面図（1階部分を改修する場合は、1階部分全体の平面図）を添付してください。
- 屋外のみ施工の場合は、玄関の位置がわかる平面図を添付してください。
- 改修箇所を図示してください。

⑥承諾書

- 申請者と改修する住宅の所有者が異なる場合のみ提出します。

⑦受領委任払に係る同意書

- 受領委任払いの場合のみ提出します。

- ・事前申請受付時に、「保険給付額確認証」を発行します。ここに記載の金額が、施工業者に支払われる住宅改修費の見込額となります。

(3) 工事・支払い

事前申請が完了後、工事を実施します。工事が完了後、申請者は施工業者に必要な金額を支払い、領収書を受け取ります。

①工事内容の変更について

事前申請の内容と実際の施工内容に変更が生じた場合は、内容によって取り扱いが異なります。施工内容に変更が生じた際は、必ず介護長寿課介護保険係に御連絡いただき、以下の表に沿って必要な対応についてご案内します。事前申請の再申請が必要にもかかわらず、工事を完了させた場合は、住宅改修費の一部もしくは全部が支給されない場合がありますのでご注意ください。

内容	例	対応
軽微な施工内容の変更	手すりの本数を2本⇒1本に削減 補強工事が必要なことが後から判明	金額が変わる場合は、変更が分かった時点で速やかに修正後の見積書を再提出し、介護長寿課の確認を受けます。事後申請の際に、事前申請で提出した <u>修正前の書類一式と併せて、変更後の見積書、図面、写真等を必要に応じて提出してください。</u> 工事内容を変更しても金額が変わらない場合は、図面や写真等修正が必要な書類について個別に案内します。
大幅な施工内容の変更	トイレへの手すり設置をやめ、階段への設置に変更 当初選定部材からの変更	再度、事前申請が必要となりますので、変更が決まり次第、早急に介護長寿課介護保険係まで連絡願います。

②領収書について

工事完了後、施工業者に対し代金を支払い、領収書の発行を受けてください。なお、5万円以上の領収書は収入印紙が必要となります。

- ・償還払いの場合は、事前申請における見積書の金額全額を施工業者へ支払います。
- ・受領委任払いの場合は、事前申請で発行された「保険給付額確認証」に記載の自己負担額を施工業者へ支払います。

(4) 事後申請

工事が終了し、被保険者負担分の改修費用の支払いが済んでから事後申請をします。提出する書類は、以下のとおりになります。

①施工途中写真

- ・リフォーム等で室内を全面的に改修する場合は、日付入りの施工途中の写真を添付してください。

②改修後写真

- ・改修後の写真を、改修前と同じ位置から、撮影日を入れて撮影します。
- ・改修前写真と比較することで、改修の状況がわかるように写してください。

③領収書

- ・必ず原本を提出してください。原本の返却をご希望の場合は、原本とその写しの両方を持参していただき、介護長寿課で確認後、原本を返却いたします。

- ・領収書の宛名は、申請者氏名（フルネーム）を記載してください。
- ・税込み5万円以上（消費税及び地方消費税が区分記載されている場合は税抜 5 万円）の工事の場合は、収入印紙が貼られていることを確認してください。
- ・受領委任払いの場合は、「保険給付額確認証」記載の自己負担分の領収書を提出してください。

（5）住宅改修費支払い

市介護長寿課及び茨城県国民健康保険団体連合会の審査後、「介護保険償還払支給（不支給）決定通知書」が送付されます。通常、事後申請が済んでから、実際に住宅改修費が支給されるまで2か月程度を要します。

Q & A

- Q 住宅改修の施工を、親族等で（施工業者に依頼せずに）行うことは可能か。
A 可能です。ただし、住宅改修費の支給は材料費のみとなります。

2. 見積書の作成について

見積書は、施工業者が作成し、申請の際に添付します。作成に当たっては、以下の要領に沿った適切な内容が明記されている必要があります。また、支給対象外の工事も併せて実施する場合は、見積書の書式が2通りに分かります。なお、適正な工事の実施のため、できる限り2社以上へ見積もりを依頼するようお願いいたします。

(1) 見積書の記入要領

- 「住宅改修の種類」「写真等番号」「改修場所（1F 廊下，2F 寝室等）」「改修部分（床，壁等）」「名称」「商品名・規格・寸法等」「数量」「単位」「単価」「金額」を適切に記載すること。
- 「材料（商品名等）」「工事費」は、詳細が明確となるように記載すること。
- 算出根拠は説明を要する内容（付帯工事有り等）について記載すること。対象部分を抽出する場合は、その工事範囲を明示すること。対象範囲を明示するのが困難な項目がある場合は、その根拠を示すこと。

(2) 見積書の様式

見積書の様式は、住宅改修の支給対象部分のみを記載する様式（A）と、支給対象外の工事も含めて記載したうえで、支給対象となる「数量」「単位」「金額」を併せて明記する様式（B）の2通りがあります。申請者や施工業者の意向により、どちらの様式を用いても構いません。具体的な様式及び記載例は様式集にてご確認願います。

(3) 見積金額と諸経費について

住宅改修の見積において、支給対象として認められるのは、「第2章 支給対象となる住宅改修」において記載のある項目および諸経費のみとなります。

諸経費は、主に現場への移動費や事務的経費を想定しており、工事費のおおよそ1割とするのが一般的です。ただし、工事費が少額（おおよそ5万円未満）である場合や、特殊な工程がある等の事情により諸経費が1割を超えてしまう場合は、その事情を明確にしたうえで妥当と判断されれば、認められる場合もあります。

(4) 見積金額の見直しについて

介護長寿課介護保険係は、事前申請において、金額の適正性等の観点から、過去の支給実績等と見積書の内容を比較し、審査を行います。審査の結果、見積内容に不明瞭な部分がある、または金額が高額であると判断した場合は、施工業者へ連絡をし、積算根拠の確認および見積書の内容や金額の見直しを依頼します。

見直し依頼を拒否する、または再提出してもなお、適正性を欠いており、今後適正な見積書の提出が見込めないと判断される場合は、申請者へ対し、見積内容が理由で申請が受理できないことを通知するとともに、1社のみに見積りを取りつけていた場合は、別業者からも見積りを取りつけるよう依頼します。

Q & A

Q 見積書を、施工業者の様式で提出することは可能か。

A 記入要領に示す内容を満たしていれば、様式は問いません。

Q & A

Q 工事費としてどうしてもかかる費用であっても、支給対象外とみなされた場合、計上はできないのか
A 支給対象外の工事費については、住宅改修の内容として計上することは認められませんが、施工業者が一般工事として住宅改修と同時に施工することや、申請者に請求することを妨げるものではありません。支給対象外の工事は施工業者と申請者の契約において実施していただくことになります。

Q 諸経費が施工費の1割を超える見込みだが、1割を超えることはどうしても認められないのか。

A 諸経費として見込まれる費用は、移動（運搬）費、持込残材処分費、消耗品費、燃料費、通信費、設計料、積算費用、その他事務経費等です。住宅改修は、申請者の資産形成につながらない、比較的小規模なものであることが原則であることから、工事にかかる諸経費についても、原則として、工事費の1割を超える部分を支給対象として扱うことは適当ではないと考えます。

ただし、施工上の特殊な事情等により、諸経費が1割を超える場合は、内容によっては認められる場合がありますので、個別にご相談願います。

鹿嶋市介護保険住宅改修の手引き
(令和6年10月改定版)

【問い合わせ】

鹿嶋市健康福祉部介護長寿課

〒314-8655

茨城県鹿嶋市大字平井 1187 番地 1

TEL 0299(82)2911